

一般財団法人日本エスペラント協会
青年エスペ란チスト国際行動支援金規程

前書き

国際語エスペラントの普及・発展にとって、青年層が直接、国際的なエスペラントの大会・セミナーなどに参加し、エスペラント使用体験を得ることは貴重な機会となる。青年エスペ란チスト国際行動支援金は、そのような青年層の行動を支援する。

第1条（支援金の目的）

本支援金は一般財団法人日本エスペラント協会（以下、本会という）が、青年に対し国際的なエスペラント行事に参加して交流を深めるための資金を供与することを目的とする。

第2条（支援金の管理）

本支援金は本会の国際部長が管理する。

第3条（支援金の費目）

本支援金は、本会の国際交流事業費より支出する。

第4条（供与の条件）

本支援金は、以下の各項すべての条件を満たす者に供与される。

- (1) 該当行事開始日における満年齢が30歳未満の者。なお、満18歳未満の場合は保護者の同意が必要である。
 - (2) 第5条に示す国際的エスペラント行事へ参加を予定し、参加後にその報告を行う者。ただし、会計報告は不要とする。
 - (3) 第8条に示す審査に合格した者。
 - (4) 本会個人会員1人あるいは団体会員1団体の推薦を必要とする。
 - (5) 本会会員もしくは中高生購読者であること。
2. 一度供与を受けた者への再度の供与は禁止しない。ただし、多くの人に国際交流の機会を与えることを優先する。

第5条（供与対象の行事）

日本国外で行われる、次のいずれかの行事とする。

- ・国際青年エスペラント大会 (Internacia Junulara Kongreso de Esperanto)
- ・東アジア青年エスペラントセミナー (Komuna Seminario inter Orient-aziaj Junularoj)
- ・世界エスペラント大会 (Universala Kongreso de Esperanto)
- ・アジアエスペラント大会 (Azia Kongreso de Esperanto)
- ・その他、審査委員会が認めた国際エスペラント行事

第6条（供与額）

供与額は10万円を限度として、該当行事の参加費用、滞在費用、往復の旅費を含む額の半額を超えないものとする。

第7条（供与の申し込み）

支援金の供与を希望する者は、原則として行事の1カ月前までに、申し込み用紙に記入して、本会支援金の事務局に送付する。審査委員会は申し込み受理後2週間以内に供与の判定をする。

2. 申し込み用紙は本会のひながたを使用するか、もしくは自由な用紙を使用することができる。

第8条（審査）

本支援金の供与の判断は審査委員会の審査による。

2. 審査委員会の委員は、本会の国際部長が若干名を選出し、本会理事長が任命する。
3. 審査は、次の項目を総合的に見る。このために面接（電話などを含む）などの手段をとることができる。
 - (1) エスペラント語学力。本会のエスペラント学力検定3級程度以上の語学力を有する。
 - (2) 行事に参加し、国際交流を進める意向を有する。

第9条（改廃）

本規程は本会の理事会で改廃する。

青年エスペ란チスト国際行動支援金申込書

年 月 日

一般財団法人日本エスペ란ト協会
青年エスペ란チスト国際行動支援金事務局 殿

私は、エスペ란トによる国際交流を深めるため本支援金を受けたく、下記のとおり申し込めます。

氏 名：

住 所：

電話番号 及び FAX：

電子メールアドレス：

生年月日：

参加行事開始日の満年齢：

通学学校名ないし勤務先名：

(18歳未満の場合) 保護者の氏名, 住所 (同じなら省略可), 承諾者署名

本人の加入エスペ란ト団体・クラブ：

参加行事名：

行事の開始日～終了日：

開催国・開催地：

(規程第5条例示の行事 (IJK, KS, UK, AK) 以外は, 行事のInformilo 等を添付のこと)

参加費用, 滞在費用：(円)

往復の旅費：(円)

支援希望額：(円)

支援金振り込み口座 (本人ないし保護者のもの)：

行事参加の抱負 (日本語 200字ないしエスペ란ト文 500字 (100語程度) まで)

(行事中に果たす役割：例, 委員・分科会主催など) があれば記入のこと。また, 学力検定試験などを受けている場合は, その成績を記してもよい)

申込み人署名

申込書郵送先：162-0042東京都新宿区早稲田町12-3 一般財団法人日本エスペ란ト協会
(注：申し込みは本用紙と同様の事項を記した任意の用紙でよい)